

令和5年度規制物質等測定結果

ごみ処理施設 ばい煙測定結果

項 目		単 位	測 定 結 果			規 制 基 準	備 考
			最 大	最 小	平 均		
硫黄酸化物濃度	K 値		0.04	0.01未満	0.025	1.0以下	碧南市西端十区公害防止協定
	濃度	ppm	14	1.0未満	6.9	—	
塩化水素濃度		ppm	24	0.98	8.1	50	碧南市西端十区公害防止協定
窒素酸化物濃度		ppm	58	16	34	120	〃
ばいじん濃度		g/m <sup>3</sup> N	<0.001	<0.001	<0.001	0.02	〃

- 1 K 値は、地域ごとに定められ、各施設の煙突の高さに応じた硫黄酸化物の許容排出量を求める際に使用する大気汚染防止法に定められた定数
- 2 m<sup>3</sup>Nは標準状態（0℃、1,013hPa）における1m<sup>3</sup>の気体の体積である。
- 3 ppmは100万分の1を示す単位で、気体ではcm<sup>3</sup>/m<sup>3</sup>の割合である。

ごみ処理施設 ダイオキシン類濃度測定結果

項 目	単 位	測定結果		平均	測定日	規制基準	備 考	
排ガス中のダイオキシン類濃度	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	1号炉	0.17	0.18	R5.8.1	5	ダイオキシン類特別措置法 適用 (H14.12.1～) 基準	
			0.18		R5.12.1			
		2号炉	0.12	0.20	R5.6.13			
			0.27		R6.1.9			
集じん灰中のダイオキシン類濃度	ng-TEQ/g			0.14	R5.6.13	3	〃	
焼却灰中のダイオキシン類濃度	ng-TEQ/g	1号炉			0.014	R5.8.1	3	〃
		2号炉			0.0074	R5.6.13		

- 1 TEQとは、ダイオキシン類は異性体が多く毒性は異性体ごとに異なるため、異性体の中で最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの量に換算した値として表していることを示す。
- 2 m<sup>3</sup>Nは標準状態（0℃、1,013hPa）における1m<sup>3</sup>の気体の体積である。
- 3 ng（ナノグラム）は10億分の1グラムである。